奈良県労働委員会
会長　下村敏博　殿

奈労委平成 28 年（不）第２号・平成 29 年（不）第２号　奈良学園不当労働行為救済申立事件

公正で実効性のある救済命令を求める要望書

学校法人奈良学園は、全ての教員の雇用保障を求めて結成された奈良学園大学教職員組合を嫌悪し、様々な不当労働行為を行い、2016 年 7 月の貴労働委員会におけるあっせん合意も無視して不誠実団交を繰り返し、2017 年 3 月には組合員全員の解雇・雇止めを強行しました。

奈良学園大学教職員組合は、法人の不誠実団交及び、組合員全員の解雇・雇止めは組合員であることを理由とする不利益取扱いであり、組合弱体化をねらった支配介入であるとして、貴労働委員会に不当労働行為救済を申し立てました。

2018 年 5 月 9 日には、貴労働委員会より、組合員の復職と法人が解決金を支払うことを内容とする和解勧告がなされましたが、法人（伊瀬敏史新理事長）は、全く譲歩の姿勢を示さず、貴労働委員会の和解勧告を拒否しました。

貴労働委員会におかれては、憲法が保障する団結権侵害の迅速な救済機関である労働委員会の使命を果たされるべく、法人の不当労働行為を厳しく断罪し、公正で実効性のある救済命令を下されますよう、要望いたします。

氏　名	住　所

（署名の送付先およびお問い合わせ先）
奈良県労働組合連合会（奈労連）
〒630-8213　奈良市登大路町 5-5　奈良県教育会館 1F　電話 0742-26-7135